

令和6年6月17日

令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

独立行政法人
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

国等における温室効果ガス等の排出に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号以下「環境契約配慮法」という。)第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(以下「基本方針」等という。)に基づき、引き続き実施可能と思料されるものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図ることとした。

2. 環境配慮契約の締結状況

産業廃棄物の処理については、裾切り方式による入札を実施し、契約を締結した。

他、基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、省エネルギー改修事業(E S C O事業)及び大規模な改修に係る設計業務については実績がなかったが、引き続き環境配慮契約の推進に努めることとしている。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

令和5年度における物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入法に基づく環境物品等の調達を適切に実施した。